

第16回教育委員会定例会 案件表

○日時

令和5年8月25日(金) 午前9時00分から

○議題

1 議案

- (1) 議案第38号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定
依頼について

(資料1)

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

(資料2)

4 報告

- (1) 教育長報告
① 令和5年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について (資料3)
② その他

資料 1

議案第38号

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和5年8月25日

提出者 教育長 堀 和夫

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

のことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和5年8月25日
教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正に伴い、介護補償の限度額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

介護補償の限度額等を改定する。（第11条関係）

- (1) 常時介護を要する状態にあり費用を支出して介護を受けた日がある場合

171,650円 → 172,550円

- (2) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

75,290円 → 77,890円

- (3) 隨時介護を要する状態にあり費用を支出して介護を受けた日がある場合

85,780円 → 86,280円

- (4) 隨時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

37,600円 → 38,900円

3 施行期日

公布の日

資料 2

令和 5 年 8 月 25 日
教育振興部教育総務課

令和 5 年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき実施する教育に関する事務の管理等に係る点検・評価（以下「点検・評価」という。）について、下記のとおり実施する。

記

1 点検・評価の対象

「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について点検・評価を行う。

【理由】

「練馬区教育・子育て大綱」は「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点施策を示したものであるため。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、教育・子育ての分野において実施した様々な取組も点検・評価の対象とする。

※参考資料

別紙 1 実施方針

2 実施方法

(1) 点検および評価

「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」という。）の重点施策ごとの主な取組の成果および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について記載した点検・評価表を事務局が作成し、これに基づき点検・評価を行う。

ア 大綱に基づく点検・評価

別紙 2-1 大綱体系図

別紙 2-2 令和 5 年度点検・評価における主な取組項目（案）

別紙 2-3 点検・評価表（案）

イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る点検・評価

別紙 3-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組（案）

別紙 3-2 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表（案）

(2) 報告書の検討、作成

点検および評価表による点検・評価後、有識者からの意見・助言を踏まえ、今後の方向性等を検討し、報告書を決定する。

3 今後のスケジュール（予定）

5年8月下旬～	事務局による点検・評価表の作成
1月上旬	教育委員による事業成果等の点検・評価
1月上旬	教育委員会にて点検・評価表の決定および有識者の決定
1月中旬	有識者へ意見および助言の依頼
6年2月中旬	教育委員会にて報告書の決定
3月	区議会への報告、区民への公表（ホームページ掲載等）

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）」を置く。
 - ①「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ②「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。
- (5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

練馬区教育・子育て大綱体系図

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	①相談支援体制の充実
	②教員の資質・能力の向上		②新しい児童相談体制の充実
	③学校の教育環境の整備		③支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	①家庭教育への支援	2 子どもの教育・保育の充実	①家庭での子育て支援サービスの充実
	②学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		②練馬こども園の充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	①いじめ・不登校などへの対応		③保育サービスの充実
	②さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		①安全で充実した放課後の居場所づくり
	③障害のある子どもたちなどの支援		②児童館機能の充実
			③青少年の健全育成・若者の自立支援

令和5年度 点検・評価における主な取組項目(案)【教育分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1) 小学校就学前の幼児教育の充実 2) 幼保小連携の推進 3) 小中一貫教育の推進 4) 人権教育・道徳教育の推進 5) 英語教育の充実 6) 子どもたちの体力向上の促進 7) 子どもたちの食育の推進 8) ICTを活用した教育活動の推進 9) 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実
		1) 教員研修の充実 2) 教員のICT活用能力の向上 3) 子どもたちと向き合う時間の創出(教員の働き方改革の促進)
		1) 学校施設の整備(改修・改築) 2) 区立学校の適正規模・適正配置 3) 学級編制等のあり方の検討
2 家庭や地域と連携した教育の推進	①家庭教育への支援 ②学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	1) 家庭教育への支援 2) 関係機関との連携強化 1) 学校安全対策の推進 2) 地域を活用した教育活動の推進
		1) いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進 2) 専門的人材を活用したいじめ問題の解決 3) 不登校児童・生徒への学習機会の充実 4) 不登校実態調査の実施
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	①いじめ・不登校などへの対応 ②さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	1) 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施 2) 外国人児童・生徒とその家庭への支援
		1) 障害理解への取組の充実 2) ICTを活用した学習支援の推進 3) 医療的ケア児支援体制の充実

令和5年度 点検・評価における主な取組項目(案)【子育て分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	①相談支援体制の充実	1) 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充 2) オンラインによる相談と情報発信の充実
	②新しい児童相談体制の充実	1) 都との連携強化 2) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実
	③支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	1) 発達の不安や障害のある親子支援の充実 2) 障害児保育の充実 3) ひとり親家庭等への支援
2 子どもの教育・保育の充実	①家庭での子育て支援サービスの充実	1) 練馬こどもカフェの拡充 2) 子育てのひろばの増設 3) 公園等を活用した外遊びの取組
	②練馬こども園の充実	1) 練馬こども園の拡大
	③保育サービスの充実	1) 保育施設の定員拡大 2) 窓口や保育施設のICT化の推進 3) 保育サービス水準の向上
3 子どもの居場所と成長環境の充実	①安全で充実した放課後の居場所づくり	1) ねりっこクラブの拡大
	②児童館機能の充実	1) 乳幼児親子向けの児童館機能の充実 2) 中高生居場所づくり事業の充実
	③青少年の健全育成・若者の自立支援	1) 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進 2) 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 3) 若者の自立に向けた相談・支援

○教育分野

1 教育の質の向上

点検・評価表(案)

重点施策	1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実
	<p>○小学校就学前の幼児教育を充実します。</p> <p>○幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。</p> <p>○小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</p> <p>○子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。</p> <p>○子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。</p> <p>○タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。</p> <p>○学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</p>

主な取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実
	目標
	事業成果
	今後の取組
	所管課 学務課
	項目2 幼保小連携の推進
	目標
	事業成果
	今後の取組
	所管課 教育施策課



項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実

主な取組

目標	
事業成果	
今後の取組	
所管課	教育指導課、光が丘図書館

昨年度の点検・評価であった
委員および有識者からの意見
を重点施策ごとに記載。

昨年度の点検・評価における
主な意見（教育委員・有識者）

- 幼児教育に必要な環境整備について、重要時が積極的に外遊びができる体験の機会を設けるよう検討してほしい。
- 小中一貫教育の推進については、目標達成までの過程を明確にしながら、具体的な連携活動が行えるように進めてほしい。
特に、連携教室の設置や時間割の中で連携活動ができるような、小中共通時間割などの工夫を検討してほしい。
- イングリッシュキャンプの観察ができて良かった。この体験が子どもたちの英語の「話す」分野での成果に結びつくことを期待する。
行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。日常の運動能力向上への対策を検討してほしい。また、体育という教科に対して苦手意識をもたないように、ゲーム感覚で楽しく体を動かせるような工夫を検討してほしい。
- ICTを活用した教育の推進について、様々な取組がなされたと思う。
一方で、生じた課題に対しては、学校や子どもたちの様子を見ながら、きめ細やかに対応してほしい。
- デジタル教材の利用により、活字に触れる機会の減少が懸念される。
学校図書館蔵書管理システムを用いた、図書利用件数の推移に係る調査の実施を検討してほしい。

昨年度の主な意見
に対して現在
取組んでいること
および方向性

点検・評価欄

評価

特記事項

委員からの評価を記載
重点施策ごとに3段階の評価を行う。
「1」良好に進んでいない
「2」良好に進んでいる
「3」とても良好に進んでいる

各項目の課題や改善点、今後の方針
について各委員からの意見を記載。

別 紙 3 | 1

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組(案)

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野において、区立小・中学校の短縮授業や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。

教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

主な取組

令和4年4月

令和4年5月

令和5年3月



別紙3 2

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

点検・評価表(案)

特記事項

新型コロナウイルス感染症対策に係る取組全体について
各委員からの意見を記載。

評価

委員からの評価を記載

3段階の評価を行う。

「1」良好でない

「2」良好である

「3」とても良好である

資料 3

令和 5 年 8 月 25 日
こども家庭部保育計画調整課

令和 5 年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

令和 5 年 9 月 8 日から開催予定の令和 5 年第三回練馬区議会定例会に、こども家庭部が所管する事業にかかる以下の議案について、区長へ提出を依頼する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	保育計画調整課	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正され、条例で引用している法律の規定が変更されるため、規定の整備を行う。	公布の日から施行する